

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会  
個人番号カード等の利活用検討ワーキンググループ（第1回）  
議事概要

1. 日時

平成27年11月5日（木）13時30分～15時30分

2. 場所

総務省共用801会議室

3. 出席者

（1）構成員

須藤主査、石井構成員、小尾構成員、楠構成員、神成構成員、関構成員、大川構成員、森構成員、林構成員、佐藤構成員

（2）関係省庁

阿部内閣官房 社会保障改革担当室参事官、松元特定個人情報保護委員会事務局  
総務課長

（3）総務省

望月総務省大臣官房企画課 個人番号企画室長、小笠原情報通信国際戦略局 情報  
通信政策課長

4. 議事

（1）WGの運営等について

（2）マイナンバー制度について

（3）個人番号カードのメリットについて

（自治体の独自利用）

（4）個人番号カードのメリットについて

（民間事業者の利用（公的個人認証サービスを中心に））

5. 議事概要

（1）WGの運営等について

- 昨年度はこの研究会だけで単独で開催していたが、今年度は、総務省を挙げて、番号カード、公的個人認証を推進しようということで、様々な部局合同で大臣懇談会という形で大きな研究会のまとめとしており、こちらはそれを支えるワーキンググループという位置づけの案となっている。
- 個人番号カード、公的個人認証サービスを普及促進するため、個人番号カード等の具体的な利活用方策等の検討を行うという目的。

（2）マイナンバー制度について

- 電子証明書を使った多目的利用においては、OCSPクライアントソフトが経費の大半を占めるが、OCSPの仕様を明らかにしていただければ、様々な選択肢でもってかなり構築費用を抑える方法もあるのではないかと。

- カードアプリをどういふふうにも多目的利用をしていくかというところで、現状の業務タイプ A や共通カード AP が 1 アプリ・1 サービスという形になってくると、どうしても領域がいくら足りなくなるといった様々な課題があるのではないかと。
  - ある程度高速のレスポンスで、かつ、複数の運営者で共有できるようなアプリを今後開発していくみたいなことというのは可能性として考える上で、幾つかの企業が共通でカードアプリを使うような形もぜひ可能にする必要があるのかなということについて検討していきたい。この企業群ではそれを使うという形で申し込みをしていただければ、何も法人格 1 つに 1 アプリをなんということ縛る必要性はないと思う。
  - 本籍地が異なる場合の戸籍証明書の交付については住民の方からの要望はすごく強い。これができること、今、23 団体がこれを利用したいということになっているが、増えていくと思われる。
  - 健康保険証を全て 1 枚のカードにするというのはかなりハードルが高い。ただし、例えば受け付けの方法で、健康保険証を仮に忘れても、マイナンバーカードを持っていれば、それで被保険者としての資格が確認できるような、どちらでもいけますというふうなアプローチの仕方というのは、ワンカード化の入り方としては大いにありかなと思われる。  
1 枚に集約しますよということ、利害関係者の調整がものすごく大変なので、その辺を乗り越えようと思うと、どっちでもいけますよと、選択式にすると、割と障害が少ないのではないかと。
  - なるべく費用を削減したいということで、証明発行機能提供サーバと発行機能連携サーバを分けていくということは非常にいいかなと思うが、市町村が将来的に、住基のシステムをできるだけ集約していくほうが費用的なメリットがありますよということ打ち出していくという考え方もあるかもしれない。
  - 将来的にたくさんアプリケーション入れるとなると、何が載っていたかということと必要なくなったアプリケーション消してほしいという話が出てくる可能性がある。その辺りをうまく確認できる仕組みがあるといいと思う。
- (4) 個人番号カードのメリットについて (民間事業者の利用 (公的個人認証サービスを中心に))
- IC カードリーダーライターが普及していないということも検討いただいているということで、ぜひ進めていただきたい。
  - スマホ単独でいろいろ利用できるような環境というものできるだけ早めに提供いただければと思う。最近のネットサービスは、利用者の利用頻度がかなりスマホに比重が移ってきているため、スマホ単独で利用できるというのがこの制度の普及の 1 つのキーになるのではないかと。